

後期高齢者医療①

保険料率改定と軽減措置

●平成24・25年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の見直しにより、次のとおりに決定しました。

均等割額 47,900円	+	所得割額 <small>(総所得金額等-33万円)</small>	×	所得割率 9.26%	=	保険料 <small>(年額)</small>
-------------------------------	---	---	---	-----------------------------	---	-----------------------------------

※保険料の上限額が年額50万円から55万円へ変更となりました。

●平成24年度も保険料軽減は継続します

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。 ※・・・被用者保険とは、協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

▶保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

条件 【世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」+「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯	5割
「基礎控除額（33万円）」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

*総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

▶保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

条件 【被保険者の総所得金額等】	軽減率 【保険料所得割額】
「基礎控除（33万円）」+58万円を超えない方	5割

▶被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。特別措置として、当分の間は保険料の**均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）**。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

後期高齢者医療②

後期高齢者医療保険料のお支払い方法

保険料は、特別徴収（年金天引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）によりお支払いいただいています。本年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりです。

▼特別徴収の方 4月から年金天引きにより保険料をお支払いいただきます。※申し出により口座振替へ変更することができます。

▼普通徴収の方 7月から納付書又は口座振替により保険料をお支払いいただきます。

現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成23年4月2日～10月1日までに75歳の誕生日を迎えられた方は、4月から特別徴収となります。

平成23年10月2日～平成24年3月31日までに75歳になられた方は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

※条件により特別徴収されない場合があります。

▼保険料を特別徴収（年金天引き）によりお支払いいただいている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

▼過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額の納付書が届く場合があります。

後期高齢者医療③

**あん摩マッサージ・
鍼きゅう等施設
利用券（千円助成）**

後 期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は年間（4月から3月までの間）10枚（1回の申請で5枚まで）のあん摩マッサージ券の交付が受けられます。

1回の施術で1枚提出していただくと千円の助成が受けられます。必要な方は、保険証、印鑑を持参の上、市役所又は各支所にて申請してください。

▼保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただく場合があります。

▼施設利用券は本人以外利用できません（家族であっても券を譲渡することはできません）

▼利用できる施設は阿蘇市が指定している市内17の施設です。（詳しくはお尋ね下さい）



国保①・後期高齢者医療④

**外来窓口での支払いが
自己負担限度額までに**

外 来診療費が高額になる「国保の70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯の方」及び「後期高齢者医療の非課税世帯の方」は、4月1日から医療機関などの窓口で自己負担限度額を明らかにするため「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「被保険者証」を提示すれば、保険診療分の限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

お持ちでない方は左記まで申請をお願いします。

●申請先

▼国民健康保険被保険者の方・・・

本庁健康福祉課 国民健康保険係、各支所市民係

▼後期高齢者医療被保険者の方・・・

本庁高齢者支援課 高齢者医療係、各支所市民係

●その他

▼平成24年3月31日以前に交付された「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は記載されている期限まで使用することができます。

国保②

**国民健康保険被保険者証を
郵送しました！**

平 成23年度第10期分までの国民健康保険税を全て納付いただいた世帯には、3月末に国民健康保険被保険者証を郵送してきます。3月以降に完納いただいた世帯は、納付の確認に時間がかかる場合がありますので、納付書を持って窓口に来ていただきますと、即時交付いたします。

ジェネリック医薬品の利用をおすすめします

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効果を持ち、厚生労働省が承認した医薬品です。

▶**なぜ安い？** 先発医薬品（新薬）の特許が切れてから作られた薬なので開発コストを安く抑えることができています。

▶**安全なの？** さまざまな品質や安全性についてしっかりとした検査が行われています。ただし、新薬とまったくおなじ成分というわけではありません。

▶**ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの？**

ジェネリック医薬品を利用するには医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談して下さい。

すべての薬をジェネリック医薬品にかえることはできません。ジェネリック医薬品として対応していない場合や、医療機関や薬局に在庫が無い場合、医師の判断により先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

《お問い合わせ》

後期高齢者医療について・・・高齢者支援課 高齢者医療係
国民健康保険について・・・健康福祉課 国民健康保険係

☎ 22 - 3145 ☎ 56 - 3145
☎ 22 - 3167 ☎ 57 - 3167



安心を 毎年かくにん 健康診断
各種健診希望調査書の提出をお願いします！

●一の宮保健センター
☎22・5088
☎55・5088

4月下旬に今年度の健診受診のための『各種健診希望調査書』をお送りします。

提 出がないと、事前に問診票や採尿容器等がご自宅に届かないので、必ず提出いただきますようお願いいたします。

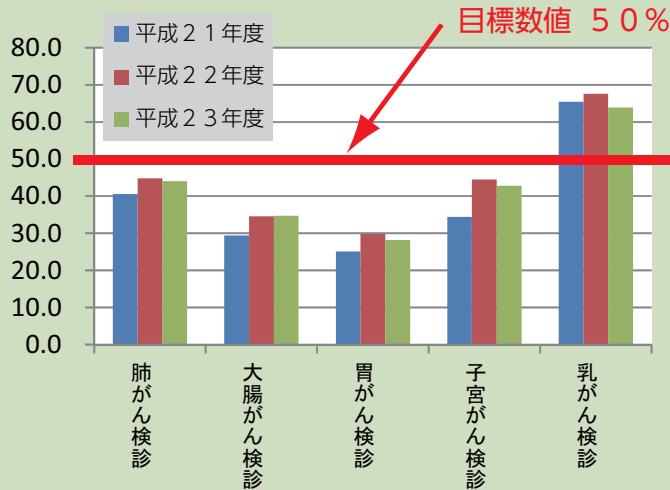
また、受診されない方も調査書に受診されない理由を記入の上、ご返送（提出）ください。

* 肝炎ウイルス検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィー検診は、年齢により無料となりますので、各ご家庭へ郵送しますお知らせをよみくみ覧ください。



▶希望調査書

提出締切 4月27日(金)まで



右のグラフのとおりがん検診の受診率の目標はまず50%です。がんの早期発見・治療のため、阿蘇市民の方であれば、保険の種類に関係なく、がん検診を受けることができます。ぜひ、がん検診を受けますよ！



特定健診が教えてくれること

Vol.1

ペナルティ制度をご存知ですか？

【一の宮保健センター】 ☎22・5088 ☎55・5088

み なさんが一度は聞いたことがある「特定健診」。「特定健診・特定保健指導」とは、一般的に「メタボ健診」と言われるもので、40〜74歳までの人を対象とした健康診断・保健指導のことです。

この特定健診は、社会保険や国民健康保険などの医療保険者に制度的に義務付けられています。特定健診の目的は、メタボリック症候群の該当者や予備群を見つけ出し、特定保健指導として動脈硬化の進行を防ぐための生活改善を支援することです。

平成23年度の阿蘇市特定健診受診者のうち、メタボリック症候群及びその予備群に該当した方は、28%にのぼります。この該当者の中で、保健指導対象者に該当した人は14%でした。この方々は、特定健診を受けたことで自覚症状がない段階での動脈硬化の進行を知ることができたこととなります。

『ペナルティ制度』とは？

も う一つ、特定健診では「受診率」も注目されるとご存知ですか。

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務付けられていますが、受診率が目標に達成しなかった場合、ペナルティが課せられ、最終的には各保険の加入者が支払う保険料（税）の増額（利用者の負担増）につながる可能性があります。

現段階では厚生省からの具体的な受診率の目標値・ペナルティの率などは提示されていませんが、平成24年度に阿蘇市国民健康保険の特定健診受診率・特定保健指導率が目標に達成しない場合、平成27年度に皆さんが負担する保険料（税）が上がる可能性があります。

ご自身の健康の確認はもちろんです、保険料（税）の増額を防ぐためにも、年に1度は特定健診をぜひお受けください。

阿蘇市国民健康保険加入の方は、住民健診および阿蘇市内の各医療機関で特定健診を受診することができます。詳しい日程・受診方法等は7月頃お知らせします。

社会保険など阿蘇市国民健康保険以外の方は、ご加入の保険者に受診時期・受診方法をお尋ねください。

★次回は、内臓脂肪（メタボリック）と健診結果についてお届けします！